

シルバーリハビリ体操のご案内（10月～3月）

参加無料のシルバーリハビリ体操に参加して、仲間と楽しく健康づくりしてみませんか？

会場 (地区公民館)	開催曜日 (10月～3月)	連絡先
中央 (日の出)	毎週木曜	☎66-0660
潮来	第1・3・5火曜 ※1	☎62-3522
津知	第1～4木曜 毎週金曜 ※2	☎62-4755
延方	第1・3木曜 ※3	☎66-6011
大生原	第2水曜日	☎67-5898
牛堀	第2・4火曜 ※4	☎64-5230

※1 潮来公民館は10/30(火)、1/1(火)及び1/15(火)は休館のため中止となります。

※2 津知公民館は1/3(木)は中止となります。

※3 延方公民館は1/3(木)は中止となります。

※4 牛堀公民館は10/9(火)、12/25(火)、2/12(火)は中止となります。

▶会場

各地区公民館 午前10時～（1時間30分程度）
10月から3月までの日程は左の表のとおり。

▶その他

飲み物、バスタオルを各自持参のうえ、運動できる服装で参加ください。

- ・当日の参加も可能です。各公民館に備え付けの登録用紙に記入して、教室に参加してください。
- ・休館日・祝日及び会場などの都合で変更になる場合があります。各公民館までお問合せください。
- ・12/4(火)は潮来公民館の駐車場は利用できません。

【お問合せ】高齡福祉課 高齡福祉グループ
☎ 63-1111 内線126

児童扶養手当について

【手当の対象となる児童】①父母が婚姻を解消した児童②父又は母が死亡した児童③父又は母が一定程度の障害の状態にある児童④父又は母の生死が不明な児童⑤父又は母から1年以上遺棄されている児童⑥父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童⑦父又は母が1年以上拘禁されている児童⑧婚姻によらないで生まれた児童

【手当月額】平成30年4月分～

区分	全部支給	一部支給
1人目	42,500円	42,490円～10,030円
2人目	10,040円	10,030円～5,020円
3人目以降	6,020円	6,010円～3,010円

※一部支給は所得によって異なります。支払時期は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、年3回（4月8月12月）に分けて支給されます。なお、2019年11月分からは奇数月に年6回各2ヶ月分の支給となります。

【所得限度額】

扶養親族の数	本人		扶養義務者・配偶者孤児等の養育者
	手当の全部を受給できる方	手当の一部を受給できる方	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人以上	以下38万円ずつ加算		

※前年の所得（課税台帳上の所得に前年受け取った養育費の8割を合算した額）が表中の限度額以上ある場合は、手当の全部又は一部が支給停止となります。平成30年8月分から全部支給の対象となる方の所得限度額が引き上げられました。

手当を受ける方の支給条件により添付する書類が異なりますので、詳細は子育て支援課にお問合せください。

※児童扶養手当は、受給資格があっても請求しないと手当が受給できませんのでご注意ください。

【お問合せ】子育て支援課 ☎63-1111 内線386・388